

各団体の長 殿

高知労働局長



36 (サブロク) 協定適正化キャンペーンの実施について (依頼)

日頃から労働行政の推進に、御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労働基準法においては、労働時間は原則として、「1週40時間・1日8時間（法定労働時間）を超えて労働させてはならない」とされています。また、休日は原則として、「毎週少なくとも1回（法定休日）与えなければならない」とされています。

この法定労働時間を超えて労働者に時間外労働をさせる場合や法定休日に労働させる場合には、時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「36（サブロク）協定」という。）を労使で締結して、所轄労働基準監督署長へ届け出ることが必要ですが、36協定の締結・届出をせずに、時間外労働等を行わせている事案が散見されるところです。

また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年法律第71号）により改正された労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づく時間外労働の上限規制が、一部を除き、令和2年4月1日から中小事業主にも適用されたことから、この上限規制を踏まえ適正な36協定の締結及び届出が確実に行われ、労働時間が適切に管理されることによって、長時間労働による健康障害の防止や賃金不払残業の防止が求められております。

さらに、令和3年4月1日以降は、新たにチェックボックスの追加等がなされた新様式での届け出が必要となっております。

このため、高知労働局及び管下労働基準監督署では、適正な36協定の締結・届出に向けて、本年3月に「36（サブロク）協定適正化キャンペーン」を実施することとしました。

つきましては、本キャンペーンの趣旨を御理解いただきますとともに、下記事項について、傘下会員事業主等（組合員・会員）に対して周知いただきますよう、特段の御配慮をお願い申し上げます。

記

- 1 時間外労働（残業）又は休日労働を行わせる場合には、事業場ごとに、適正な36（サブロク）協定を締結し、所轄労働基準監督署に届け出る必要があります。

事業場ごとに適切に締結・届出されているか、改めて御確認をお願いいたします。

2 必要事項を入力すれば自動で届出書類が作成できる作成支援ツールの活用や電子申請を含めた 36 協定届の作成・届出方法について案内する「36 協定届作成・届出相談窓口」を、労働局監督課及び各労働基準監督署に開設します。

3 各労働基準監督署では労働時間の相談・支援窓口を設けて、各種労働時間の相談を受け付けています。

また、中小事業主からの希望により、相談・支援担当者を各事業場へ派遣する訪問相談等を行うほか、中小企業により構成される事業主団体に対する説明会の開催も行っておりますので、是非御利用ください。

36協定適正化 キャンペーン

令和5年3月1日～3月31日

適正な36協定を
監督署へ届け出ていますか？

36協定ってなに？



労働時間は原則、1週40時間、1日8時間を超えてはいけません。それを1分でも超えて残業させる(休日労働含む)場合、労使で協定を締結し、監督署に届け出る必要があります(労働基準法第36条)。この協定届を^{サブロク}36協定と呼んでいます。

36協定は周知が必要なの？

36協定は、作業場の見やすい場所への**掲示**や**備え付け**、**書面の交付**などの方法により、労働者に周知する必要があります。



高知労働局・各労働基準監督署

労働基準法・最低賃金法などに定められた 届出や申請は **電子申請** を利用しましょう!

届出・申請可能な主な手続

- **労働基準法に定められた届出** **51種類**
 時間外・休日労働に関する協定届 (36協定届)
 就業規則(変更)届出
 1年単位の変形労働時間制に関する協定届 など
- **最低賃金法に定められた申請** **9種類**
 最低賃金の減額特例許可の申請 など

NEW

① 電子署名・電子証明書は不要です!

令和3年4月から、

① e-Gov からアカウントを登録 ② フォーマットに必要事項を入力

の2ステップで、届出・申請が可能になります!

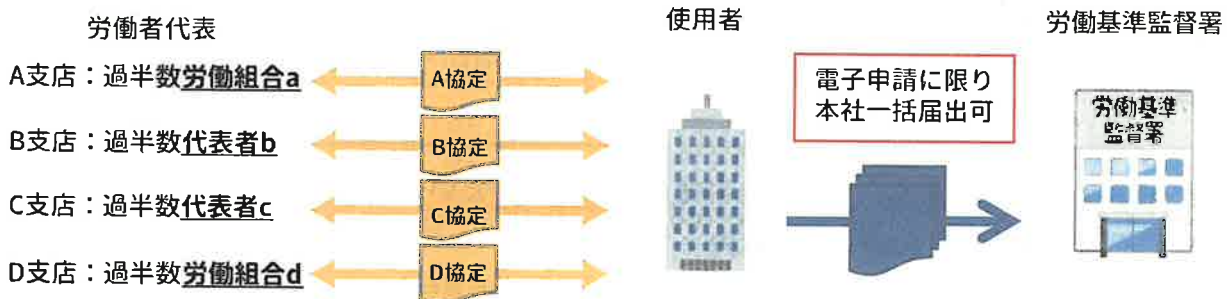


NEW

② 事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、36協定の本社一括届出が可能になります。

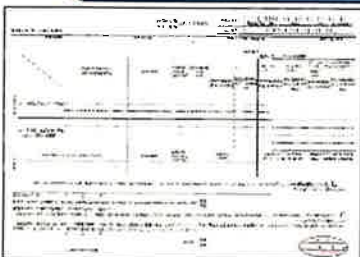
これまでは、全ての事業場について1つの過半数労働組合と36協定を締結している場合のみ、本社一括届出が可能でしたが、

令和3年3月末から、事業場ごとに労働者代表が異なる場合であっても、電子申請に限り36協定の本社一括届出が可能になります。



※36協定届は最大30,000事業場、就業規則(変更)届は最大2,500事業場について一度に申請可能です。
 申請ファイルには、ファイル数99個、1ファイル50MB、総容量99MBの上限があります。

③ 控え文書への受付印がもらえます!



(※イメージ)

- ✓ 36協定届
- ✓ 就業規則(変更)届
- ✓ 1年単位の変形労働時間制に関する協定届
 について受付印を受け取ることができます。



電子申請 の利用方法・お問合せ先は **裏面** をご確認ください

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

36協定適正化キャンペーンの取組内容

- 使用者団体、業界団体への要請
- 36協定届の作成、届出に関する相談窓口を労働局監督課及び各労働基準監督署に開設
- 各種労働時間の相談・支援窓口の開設 など

① 36協定ってどこで手に入るの？

最寄りの労働基準監督署や高知労働局のホームページからダウンロードできます。

また、必要事項を入力すれば自動で作成できる**36協定届作成支援ツール**もご活用ください。

※電子申請も可能であり、手続きが簡略化されました。

② 令和3年4月の様式変更に伴う留意点は？

労働者代表の適格性などのチェックボックスに☑がないと、形式上の要件に適合している協定届にはなりません。



③ 36協定の書き方が知りたい！

各労働基準監督署及び労働局に開設する「36協定届作成・届出相談窓口」をご利用ください。

【「36協定届作成・届出相談窓口」連絡先】

- 高知労働基準監督署 ☎ 088-885-6031
- 須崎労働基準監督署 ☎ 0889-42-1866
- 高知労働局 監督課 ☎ 088-885-6022
- 四万十労働基準監督署 ☎ 0880-35-3148
- 安芸労働基準監督署 ☎ 0887-35-2128

そのまま出せる36協定届を作成
(36協定届 作成支援ツール)

スタートアップ労働条件



36協定届の電子申請はこちら

労基法等 電子



電子申請の利用方法

「e-Gov(イーガブ)」のホームページから
電子申請が利用できます。
(<https://shinsei.e-gov.go.jp>)

○ ホームページは



を検索してください。



電子申請の利用には事前準備が必要です。詳しくは、で検索してください。

電子申請に関してご不明な点については、以下のお問合せ先にご相談ください。

✓ Q. e-Govアカウントの取得方法がわからない

✓ Q. 操作方法がわからない

① 事前準備や操作方法などに関するお問い合わせ先

e-Gov利用者サポートデスク

まずはe-Gov上の「ヘルプ」や「よくあるご質問」をご確認いただいた上で、ご不明点はe-Gov利用者サポートデスクにお問合せ下さい。

■電話番号 050-3786-2225 (通話料金はご利用の電話回線により異なります。)

■受付時間 4・6・7月 平日 午前9時から午後7時まで

土日祝日 午前9時から午後5時まで

5・8～3月 平日 午前9時から午後5時まで(土日祝日、年末年始は休止)

■Webお問合せ <https://shinsei.e-gov.go.jp/contents/contact>

✓ Q. 36協定届に記載する内容など、制度について聞きたい

② 各届出などに関するお問い合わせ先

労働基準法などに基づく届出などについてご不明な点があれば、都道府県労働局または労働基準監督署にご相談ください。

【都道府県労働局及び労働基準監督署の連絡先等】

<https://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③ 労働基準法などの手続に関する電子申請についてのホームページ

労働基準法などの手続に関する電子申請については、以下の厚生労働省ホームページにマニュアル、解説、関連する通達などを掲載していますので、ご参照ください。

○ ホームページは「労基法等 電子」で検索! ⇒ ⇒ ⇒ ⇒ ⇒

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000184033.html>

労基法等 電子 

○ 【厚生労働省ホームページの進み方】

「ホーム」>「政策について」>「分野別の政策一覧」>「雇用・労働」>「労働基準」>「事業主の方へ」>

「労働基準法等の規定に基づく届出等の電子申請について」